

発議第 2 号

東郷町議会個人情報保護条例の一部改正について

東郷町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

提出者

東郷町議会議員 山 下 茂

賛成者

東郷町議会議員 石 原 えりか

東郷町議会議員 加 藤 のぶひさ

東郷町議会議員 高 橋 道 則

東郷町議会議員 高 木 佳 子

東郷町議会議員 中 野 まさひろ

東郷町議会議員 熊 田 彰 夫

東郷町議会議員 こう田 さとみ

東郷町議会議員 山 田 達 郎

東郷町議会議員 水 川 淳

東郷町議会議員 加 藤 啓 二

東郷町議会議員 若 園 ひでこ

東郷町議会議員 門 原 武 志

東郷町議会議員 菱 川 和 英

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからである。

東郷町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 東郷町議会個人情報保護条例（令和4年東郷町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削る。

第39条第1項第1号イ中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第2条 東郷町議会個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 令和7年5月31日以前に行われた行為の処罰については、なお従前の例による。

発議の概要

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

(1) 第 1 条関係

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の引用条項を整備すること。（第 2 条及び第 39 条関係）

イ その他所要の規定を整備すること。

(2) 第 2 条関係

拘禁刑の創設に伴い罰則を改めること。（第 54 条、第 55 条及び 56 条関係）

3 施行期日等

(1) 2(1)の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

(2) 2(2)の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行すること。

(3) 令和 7 年 5 月 31 日以前に行われた行為の処罰については、なお従前の例によること。